



志摩市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び志摩市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 19 日

志摩市長

橋爪政吉

志摩市規則第 34 号

志摩市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び志摩市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(志摩市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 1 条 志摩市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成 16 年志摩市規則第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項第 2 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

(志摩市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 志摩市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和 2 年志摩市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。